

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 8 日から 34 年 1 月 1 日まで

申立期間については、A事業所に勤務していたが、脱退手当金を受給しているとの回答をもらった。申立期間当時は、脱退手当金という制度を知らず、また、請求したことも無いにも関わらず、脱退手当金を受給したとされていることは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年後の昭和34年12月18日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和34年1月1日の前後2年以内に資格喪失し、オンライン記録により脱退手当金の支給が確認できる者は申立人を含め5人であるところ、申立人以外の4人の当該被保険者名簿には脱退手当金を受給したことを表す「脱」の表示が記されている一方、申立人の当該被保険者名簿にはその表示が記されていないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 24 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 30 年 11 月 1 日から 31 年 5 月 21 日まで
③ 昭和 31 年 9 月 8 日から 32 年 5 月 26 日まで
④ 昭和 32 年 8 月 1 日から 33 年 5 月 15 日まで
⑤ 昭和 33 年 12 月 8 日から 34 年 5 月 16 日まで

日本年金機構から厚生年金加入記録の通知を受け、初めて申立期間の脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金は、資格喪失から約 4 年後の昭和 38 年 2 月に支給されたとのことだが、受給した記憶は全く無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年 8 か月後の昭和 38 年 2 月 5 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を請求する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきものであるところ、申立期間後の 3 回の被保険者期間については、その計算の基礎とされず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間のうち 2 回は、申立期間③、④及び⑤と同一の事業所に係る期間であり、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにも関わらず支給されていない期間が存在することは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月から 8 年 7 月まで

私は、昭和 54 年から平成 11 年 11 月末まで、A 社において経理事務全般を担当していた。

平成 3 年 12 月からは、月額 45 万円の役員報酬を受け取るようになり、8 年 8 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失するまでの役員報酬も 45 万円と計上していたにも関わらず、年金記録では、5 年 6 月からの標準報酬月額は 32 万円、7 年 4 月からは 9 万 8,000 円と記録されている。賃金台帳も私が記入していたので、当時の書類が残っているのであれば確認してほしい。

また、私が保管する「借入金及び未払い明細証明書」に記載されたとおり、当時の役員報酬の一部は未払いではあり、必ずしも報酬からの控除ではなかったものの、所得税は 45 万円相当の額を支払っており、社会保険料についても、45 万円の役員報酬に見合う額を支払っていたと記憶しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務していた期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、事業主に照会したところ、「申立期間当時の書類は保存されていない。」と回答しており、当該事業所の会計事務に関与していたとする税理士事務所は、「約 15 年前に関与を終了しており、当時の書類は無い。」と回答し、社会保険関係事務を受託していたとする社会保険労務士事務所も、「書類を探してみたが、当該事業所に関するものは何も無かった。」と回答しており、申立期間当時の関係資料を得ることはできず、申立

人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、商業登記簿により、申立人が申立期間において当該事業所の役員に就任していたことは確認できるものの、申立人の所持する「借入金及び未払い明細証明書」には、申立期間と一部重複する平成6年2月から8年8月までの期間の申立人の役員報酬について、11年12月15日時点における未払額が記載されていることなどから判断すると、申立期間において、申立人が主張する額の役員報酬が必ずしも支払われていなかった状況がうかがえる。

さらに、オンライン記録を確認したものの、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正されるなどの不自然な形跡は認められない上、全国健康保険協会B支部が保管する申立人に係る任意継続被保険者記録照会票によると、申立人は、当該事業所において被保険者資格を喪失した平成8年8月30日に、標準報酬月額9万8,000円で健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることも確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、前述のとおり、申立人は、申立期間当時、当該事業所の役員に就任していたことが確認できるとともに、申立人及び事業主は、当該事業所における経理及び給与関係の事務を申立人が直接担当していた旨の供述で一致していることなどから判断すると、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書の規定により、「特例対象者が、当該事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、仮に、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 6 月 25 日まで
年金記録を確認したところ、私が勤務した A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 30 年 4 月 1 日となっている。

私は、A 社の設立後間もなく同社に入社したが、会社を買収され事業主が替わり、新しい事業主とは業務に関する考え方の相違等があったため同社を退職し、すぐに B 社に勤務した。B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 31 年 6 月 26 日であり、私は、B 社に移るまでは A 社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主の交替に関する申立人の供述、及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことはうかがえるものの、勤務期間や退職時期等は特定できない。

また、当該事業所に照会したところ、「当時の書類は保存されていない。」と回答しており、当時の事業主は所在不明であるため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況、保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうち、3 人から回答が得られ、このうち二人は、申立人と同日の昭和 30 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できるところ、一人は、「当時、事業主が替わったことにより、複数の従業員が退職した。私もそのときに退職した。申立人より私の方が先に辞めたのではないか。」、もう一人は、「当時、会社が譲渡されたが、新しい事

業主の経営方針等には不満があったため、私を含め会社設立時から勤務していた複数の従業員が退職した。申立人の退職時期については、部署が違うため分からない。」と供述しているところ、申立人は、「私が名前を挙げた同僚のうち、私よりも先に辞めた者はいなかったと記憶している。」と供述している。

加えて、前述の3人のうち、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間中まで被保険者記録が継続していることが確認できる一人は、「当時のことは何も覚えていない。」と供述していることから、事業主の交替前後における給与や厚生年金保険の取扱いについては確認できない上、前述の被保険者名簿により、申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者に照会したところ、一人からは「申立人の名前を聞いたことがあるような気がする。」との供述が得られたものの、そのほかの者からは申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得られない。

その上、申立人が当該事業所を退職してすぐに勤務したとするB社は、昭和31年6月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当し、同日付けで申立人のほか4人が被保険者資格を取得していることが当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できるところ、当該4人のうち、供述を得られた一人は、「私は、昭和31年春に中学校を卒業し、同年4月に入社した。そのときに、申立人は勤務していたと思う。」、別の一人は、「私は、B社が開業して間もない昭和30年4月頃に入社したが、申立人は約1年後に入ってきたと思う。」、申立人は、「私は、B社が開業して約半年後か、もう少し早いぐらいの時期に入社したと思う。中学校を卒業して入社した同僚よりも先に入社した。」と供述していることなどから判断すると、申立人は、昭和31年4月以前にB社に入社していたことがうかがわれるものの、A社における勤務期間や退社時期を特定できるまでの供述は得られない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は「昭和30年4月1日」と記載されているところ、当該事業所設立時の事業主のほか、申立人が名前を挙げた同僚のうち6人が、申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、「退職」により昭和30年4月1日に被保険者資格を喪失した旨記載されていることも確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。